

件名	教育職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	義務教育課、市町振興課、人事課、保健福祉課医療対策室、子育て支援課
根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年6月27日公布、公布の日から6月以内に政令で定める日に施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定される学校種の規定順が改められることなどから、章及び条の移動が行われたため、これを引用する条例について、所要の規定整備を行う。</p> <p>(改正前) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、<u>特別支援学校</u>、<u>幼稚園</u></p> <p>(改正後) <u>幼稚園</u>、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校</u>、大学、高等専門学校</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 条ずれ「第75条第2項」「第81条第2項」(特別支援学級の設置根拠)</li> <li>2 市としての要件に関する条例の一部改正 章ずれ「第4章」「第6章」(高等学校)、「第5章」「第9章」(大学)</li> <li>3 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正 条ずれ「第82条の2」「第124条」(専修学校の設置根拠)、「第83条」「第134条」(各種学校の設置根拠)</li> <li>4 愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例の一部改正 条ずれ「第62条」「第97条」(大学院の設置根拠)</li> <li>5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正 条ずれ「第78条各号」「第23条各号」(幼稚園の目標)</li> </ol>	
施行日	公布の日(同日において、学校教育法等の一部を改正する法律が施行されていない場合は、同法施行の日)
<p>【その他参考事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育基本法の改正について(平成18年12月22日公布、施行) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育の目的及び目標について、旧法にも規定されている「人格の完成」等に加え、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」等を規定</li> <li>・ 教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等を規定</li> <li>・ 教育の実施に関する基本について定めることとし、旧法にも規定されている義務教育、学校教育、社会教育等の規定を見直すとともに、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について規定</li> <li>・ 教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定</li> </ul> </li> <li>2 教育三法の改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育法の改正(「学校教育法等の一部を改正する法律」平成19年6月27日公布) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標が定められるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目標、目的が見直された。(公布の日から6月以内に政令で定める日に施行)</li> <li>・ 学校における組織運営体制や指導體制の確立を図るため、新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができることとされた。(平成20年4月1日施行)</li> </ul> </li> <li>(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成19年6月27日公布、平成20年4月1日施行) <p>教育委員会がより高い使命感をもって責任を果たすとともに、国が教育に責任を負える体制を構築するために、教育における国、教育委員会の責任が明確にされた。</p> </li> <li>(3) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正(平成19年6月27日公布、平成20年4月1日(一部平成21年4月1日)施行) <p>教員に対する信頼を確立する仕組みを構築するため、教員免許更新制を導入するとともに、指導が不適切な教員の人事管理を厳格化することとされた。</p> </li> </ol> </li> </ol>	